ひたちテレワーク移住促進助成金～よくあるご質問～

【Ｑ１】　通信機器はどのようなものが対象でしょうか？

【Ａ１】　テレワークを行うにあたり、必要な情報機器が対象です。

（具体例）パソコン、スマートフォン、ディスプレイ、キーボード、マウス、プリンター、スキャナー、　拡張機器（HDDなど）、ルーター、サーバー、無線LAN機器、Web会議用機器（カメラ、スピーカー、ヘッドセットなど）、業務用ソフトウェア、インターネット引込工事費、　　ルーターなどの機器設置費・設定費

【Ｑ2】　対象外経費は具体的にはどのようなものですか？

【Ａ２】　具体的には、通信機器ではない「シュッレダー」や「スマートフォン用カバー」、「スマートフォン・タブレット用保護フィルム」、「パソコン・タブレット用スタンド」、「購入時の送料」も対象外経費となります。また、「電源タップ」「テレワーク用の机・椅子」も対象外となります。

【Ｑ３】　業務用ソフトウェアを購入予定ですが、全額対象となりますか？

【Ａ３】　一括購入（永続版）は全額対象となりますが、サブスクリプション版は、家賃助成と同様に最大12か月分が対象となります。

【Ｑ４】　通信機器の領収書は、購入ごとに提出してもいいですか？

【Ａ４】　購入ごとではなく、一括で申請いただきます。通信機器を購入いただき、領収書が揃いましたら、申請いただければと思います。

【Ｑ５】　この助成金は課税対象ですか、非課税対象ですか？

【Ａ５】　課税対象となります。

【Ｑ6】　通信機器を購入時に購入店でポイントを使用し割引を受けました。この場合は、ポイント分も含めた金額にて申請をしてもいいですか？

【Ａ6】　購入店でのポイントやインターネットでの購入でポイントを使用された場合は、ポイントを差し引いた「実際に支払われた金額」が申請額となります。ポイント分は申請額に含められないため、ご注意ください。